

顛 末 書 (伐採後の用途が森林以外である場合)

年 月 日

南 城 市 長 殿

提出者が森林所有者その他森林の立木を伐採する権限を有している者であること。

住所  
届出人氏名

印

法人の場合は、法人登記印が、個人に場合は認印が押印されていること(ただし、個人で自署の場合は、押印省略可)。

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採しました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行います。

記

複数の地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。必要に応じて、顛末書に係る区域を示す図面を添付する。

1. 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者

	市町村	大字	字	地番
森林の所在場所	〇〇市(町村)	〇〇	〇〇	〇〇-〇
森林所有者の住所・氏名	住所 〇〇市(町村) 〇〇〇 〇〇-〇 氏名 〇〇 〇〇			

提出者が森林所有者である場合、「同上」と記載しても良い。

少数第2位まで記載すること。(小数第3位を四捨五入すること。) 転用の場合、1haを超えていないこと。

2. 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	令和3年 9月 1日～令和3年 10月 1日
伐採面積	0.22 ha
伐採樹種及び林齢	樹種名(リュウキュウマツ、その他広葉樹) 林 齢( 55 )
本来届出すべき期日	令和3年 8月 2日 まで

無断で伐採を開始した日より30日前の日付を記載すること。

3. 造林の方法別の内容

	造林期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	— ha	
5年後における確かな更新がなされない場合	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	イジュ	0.22ha	880本

伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年たった日から2年を超えない期間

4. 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途

(例) 伐採後は資材置き場を予定。 / 伐採後は畑として野菜を栽培する予定。

5. 無届伐採を行った経緯及び理由

(無断伐採を行った経緯及び理由を記載。)

(例) 伐採する際に届出をしなければならないことを知らなかった。

6. 再発防止に向けた対応

(再発防止に向けた対応を記載。)

(例) 今後は法令を遵守し、伐採を行う前に届出を行います。なお、違背した場合は、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解いたしました。

注意事項

1 「1. 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者」については、森林の所在していた場所ごとに記載すること。

2 「2. 無届伐採の内容」における「伐採面積」の欄については、小数第2位までとし、第3位を四捨五入すること。

3 「3. 造林の方法別の内容」における「造林樹種」、「樹種別の造林面積」及び「樹種別の植栽本数」の欄には、複数の樹種を造林した場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4 「3. 造林の方法別の内容」について、伐採後、転用を行った(または行う)場合は、「人工造林」及び「天然更新」の欄は記載する必要はない。ただし、当該顛末書を提出した時点で、まだ転用の用途に供されていない場合は、「5年後において適確な更新がなされない場合」の欄に、造林計画(造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数)を記載すること。このとき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日から2年以内に森林に復旧する旨の造林計画を記載すること。(伐採終了後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過しても転用の用途に供されていない場合は、当該造林計画に従って、造林する必要があります。)

5 「4. 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途」について、伐採後、造林を行った(又は行う)場合は、記載する必要はない。

顛 末 書(造林の場合)

年 月 日

南 城 市 長 殿

提出者が森林所有者その他森林の立木を伐採する権限を有している者であること。

住所  
届出人氏名

印

法人の場合は、法人登記印が、個人に場合は認印が押印されていること(ただし、個人で自署の場合は、押印省略可)。

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法(昭和26年法律第249号)第10条の8第1項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採しました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行います。

記

複数の地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。必要に応じて、顛末書に係る区域を示す図面を添付する。

1. 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者

森林の所在場所	市町村	大字	字	地番
	〇〇市(町村)	〇〇	〇〇	〇〇-〇
森林所有者の住所・氏名	住所			
	〇〇市(町村) 〇〇〇 〇〇-〇			
	氏名 〇〇 〇〇			

提出者が森林所有者である場合、「同上」と記載しても良い。

少数第2位まで記載すること。(小数第3位を四捨五入すること。)

2. 無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	令和3年9月1日～令和3年10月1日
伐採面積	2.10 ha
伐採樹種及び林齢	樹種名(リュウキュウマツ、その他広葉樹) 林 齢( 55 )
本来届出すべき期日	令和3年8月2日 まで

無断で伐採を開始した日より30日前の日付を記載すること。

3. 造林の方法別の内容

	造林期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	令和3年11月1日～12月1日	クロキ	1.5ha	6,000本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	令和4年3月31日～令和7年4月1日	イジュ、その他広葉樹	0.6ha	2,400本
	5年後における的確な更新がなされない場合 令和8年4月1日～令和9年3月31日	イジュ	0.6ha	

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内の期間

伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年たった日から2年を超えない期間

4. 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途

— (記載の必要なし。)

5. 無届伐採を行った経緯及び理由

(無断伐採を行った経緯及び理由を記載。)

(例) 伐採する際に届出をしなければならないことを知らなかった。

6. 再発防止に向けた対応

(再発防止に向けた対応を記載。)

(例) 今後は法令を遵守し、伐採を行う前に届出を行います。なお、違背した場合は、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解いたしました。

注意事項

1 「1. 無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者」については、森林の所在していた場所ごとに記載すること。

2 「2. 無届伐採の内容」における「伐採面積」の欄については、小数第2位までとし、第3位を四捨五入すること。

3 「3. 造林の方法別の内容」における「造林樹種」、「樹種別の造林面積」及び「樹種別の植栽本数」の欄には、複数の樹種を造林した場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4 「3. 造林の方法別の内容」について、伐採後、転用を行った(または行う)場合は、「人工造林」及び「天然更新」の欄は記載する必要はない。ただし、当該顛末書を提出した時点で、まだ転用の用途に供されていない場合は、「5年後において適確な更新がなされない場合」の欄に、造林計画(造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数)を記載すること。このとき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日から2年以内に森林に復旧する旨の造林計画を記載すること。(伐採終了後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過しても転用の用途に供されていない場合は、当該造林計画に従って、造林する必要があります。)

5 「4. 伐採後において森林以外の用途に供されることとなった場合(転用の場合)のその用途」について、伐採後、造林を行った(又は行う)場合は、記載する必要はない。